【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年８月５日提出
【発行者名】	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし） ＬＭ・ユーロ・アルファ ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド　１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年３月16日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年６月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）について、信託終了（繰上償還）に伴い訂正すべき事項がありこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

Ⅱ【訂正の内容】

下線部＿＿＿＿は訂正箇所を表します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

（訂正前）

平成28年３月17日から平成29年３月16日まで

※後記「(12)その他」に記載する信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、申込期間は平成28年８月５日までとなります。

（訂正後）

平成28年３月17日から平成28年８月５日まで

(12)【その他】

（訂正前）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

「ＬＭ・ユーロ・アルファ　ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）」及び「ＬＭ・ユーロ・アルファ　ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）」は、平成28年９月12日をもって信託終了（繰上償還）を行う予定です。

なお、下記の手続きは、平成28年６月17日現在、各ファンドを保有している受益者の方を対象とするものであり、平成28年６月16日以降に購入のお申込みを行い各ファンドの受益者となる方は、当該手続きを行う権利がございませんのでご留意ください。

信託終了（繰上償還）を行う理由

各ファンドの受益権口数が投資信託約款に定められた信託終了（繰上償還）の基準である10億口を下回っている状況となっており、信託を終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

信託終了（繰上償還）に係る日程

①公告日	平成28年６月17日
②異議申立期間	平成28年６月17日～平成28年７月27日
③信託終了（繰上償還）予定日	平成28年９月12日

手続き

・平成28年６月17日現在において各ファンドを保有している受益者の方を対象として、この信託終了（繰上償還）についての異議申立を受付けます。

・異議申立を行った各ファンドの受益者の方の保有する受益権の合計口数が、平成28年６月17日現在の各ファンドの受益権の総口数の２分の１を超えないときは、予定通り平成28年９月12日に信託を終了（繰上償還）いたします。

・異議申立を行った受益者の方の保有する受益権の合計口数が、平成28年６月17日現在の受益権の総口数の２分の１を超えたファンドは、信託を終了（繰上償還）いたしません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨及びその理由を、速やかに公告し、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に交付いたします。

（訂正後）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）について

「ＬＭ・ユーロ・アルファ　ポートフォリオＡ（為替ヘッジなし）」及び「ＬＭ・ユーロ・アルファ　ポートフォリオＢ（為替ヘッジあり）」の信託終了（繰上償還）につきまして、平成28年６月17日現在の受益者の方を対象に、同日から平成28年７月27日まで異議申立を受付けました。その結果、異議申立を行った各ファンドの受益者の方の保有する受益権の合計口数が、平成28年６月17日現在の各ファンドの受益権の総口数の２分の１を超えなかったことから、平成28年９月12日をもって信託を終了（繰上償還）します。

第二部【ファンド情報】

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（訂正前）

（前略）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日＊1を除く、販売会社の営業日＊2に行われます。

なお、前記「第一部　証券情報　(12)その他」に記載する信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、申込期間は平成28年８月５日までとなります。

＊１　ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

（中略）

(注)販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社にお問合せください。

なお、前記「第一部　証券情報　(12)その他」に記載する信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、スイッチングのお申込みの受付は平成28年８月５日までとなります。

(7)申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（以下略）

（訂正後）

（前略）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日＊1を除く、販売会社の営業日＊2に行われます。
なお、前記「第一部　証券情報　(12)その他」に記載する通り、信託終了（繰上償還）となることから、申込期間は平成28年８月５日までとします。

＊1　ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

（中略）

(注)販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社にお問合せください。
なお、前記「第一部　証券情報　(12)その他」に記載する通り、信託終了（繰上償還）となることから、スイッチングのお申込みの受付は平成28年８月５日までとします。

(7)申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（以下略）

３【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

（訂正前）

原則として、無期限（平成11年２月19日設定）です。ただし、前記「第一部　証券情報　(12)その他」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、信託期間は平成28年９月12日までとなります。

（訂正後）

平成11年２月19日（設定日）から平成28年９月12日までとします。